

学校を新設することは困難であったため、一九〇五年三月、横須賀町と豊島町との組合立女子実業補習学校が設立された。この学校が、翌一九〇六年四月には高等女学校に昇格する。さらに一九〇七年二月、横須賀の市制施行にもなって、同年十月、横須賀市立横須賀高等女学校と改称した。

小田原町においても、男子の中学校と並んで、高等女学校の開設が要望されていた。ここでも県立校の新設は困難であったので、町立の小田原女学校を設立し、一九〇七年十月に開校式を挙行した。開校式には県知事も出席し「女子須要の美德を涵養し処世に適切な啓発に努め生徒は操行を慎しみ命令を守り専心学業に従事し而して其成績を良好ならしめざる可らず」と、式辞を述べている。

同校は、その後も内容の充実につとめ、一九〇八年八月には高等女学校としての認可を受けた。こうして九月、小田原町立小田原高等女学校として、第一回入学式を行い、県下第三番目の公立高等女学校が発足したのであった。

私立女学校の発達

横浜を中心に設立されたキリスト教系女学校の多くは、教育勸語発布から数年間、不振をきわめた。そのころ政府と密着した学者たちは、キリスト教徒が勸語に不誠実かつ不忠であると非難し、国民に対し自分たちの主張に共鳴するように働きかけた。その結果、キリスト教諸学校の生徒が急に減少した。フェリス和英女学校の場合、一八九六年には三十八名となってしまったほどである。一方において、このころの国粹主義は、不平等条約を改正する運動を推進し、ついに一八九九(明治三十二年)には条約の全面改正が実現される。このため、横浜市の外人居留地も廃止となり、外国人の営業は、県の許可を必要とした。そして新たに「私立学校令」が公布され、外国人の経営する学校や塾も県庁の認可、監督を受けることになった。すなわち、学校を設ける際のみならず、新たに校長や免許状のない教員を任命するときは地方長官、文部省の認可を受くべしとされた。次に、小学校・中学校・高等女学校などにおいては、宗教上の教育や儀式を禁

じ、キリスト教団や教会が学校を設けるときは、財団法人の名をもって、県に新設の申請をすべきであるとされた（文務省・内務省の訓令）。

以上の施策により、県下のキリスト教諸学校は、キリスト教主義の教育と儀式とを継続するためには、私立各種学校の地位につかざるを得なかった。既設のキリスト教女学校は、県庁に各種学校の認可手続きを開始した。一八九九年十月十四日まで、県庁より許可を得た学校は、次のとおりである。

- 山手町二百四十四番地 横浜英和女学校 設立者兼校長 米人マガリート、エムクーンズ
- 同町二百二十一番地 聖経女学校 設立者 米人エマ、カルライン、バンベテン
- 同町百七十八番館 フェリス和英女学校 設立者 米人エム、エン、ワイコッフ 校長ユト、エス、ブース
- 同町二百十二番館 共立女学校 設立者 米人ゼーイン、クロスビー
- 同町八十三番館 紅蘭女学校 設立者 仏人サンリユ、デカール
- 同町三十四番館 捜真女学校 設立者兼校長 米人クライー、カンバルス

以上のほか、同年に認可された各種学校は、女子住吉学校、ダームドサンモール（以上キリスト教主義、横浜女学校である。一八九九年、さらにキリスト教女学校二校が追加登録されたので、従前から非公認のまま発足していた九校は、ここにすべて認可されたことになる。これらの諸校は、英語を中心に教育の内容を充実させ、しだいに生徒数を増加させていった。なかでも、フェリスは、一九〇三年に英語師範科（三年制）を付設し、その十年後には中等教員受験資格を与えられた。また、捜真・横浜英和は一九一三（大正二）年に専門学校入学者検定規定の適用を受けた。

私立の高等女学校として最初に認可されたのは、横浜高等女学校である。同校は、はじめ各種学校として認可をうけ、横浜女学校と称して、一八九九年二月、横浜市日ノ出町に発足した。一九〇一年からは公立に準ずるものとして、横浜市の補助金

も受けるようになっていた。そして一九〇五年二月、高等女学校として認可され、私立横浜高等女学校と改称したのであった。創立の当時は「華族女学校」とも呼ばれ、生徒はお召や縮緬ちぢめんなどの振袖姿で登校したという。

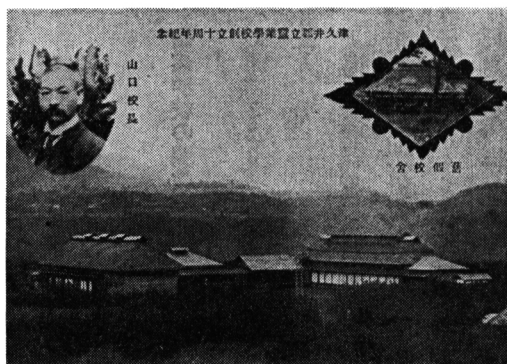
男子の私立中学校としては、一九〇三（明治三十六）年三月に、私立第二開成中学校が三浦郡田越村（現在逗子市）に設立された。東京の開成中学校分校として開設されたのである。一九〇四年五月には、「中学校令」による中学校として認可され、一九〇九年七月、私立逗子開成中学校と改称した。同校の名を全国に高めたのは、一九一〇年一月におけるポート遭難事件である。同校の生徒十二名と、同行の小学生一名が、七里ヶ浜の沖で遭難し、痛ましい最後をとげた事件であった。

四 実業教育の進展

中郡金目村（現在平塚市）には、大住郡時代の一八八六（明治十九）年以来、公立学校が設けられていた。**農業学校の開設**

はじめは三郡共立学校、のち二郡共立学校と称したが、一八九八（明治三十二）年四月からは中郡町村組合の経営となり、中郡共立学校と称し、さらに郡立中郡学校と改称した。この中郡学校を引き継いで、一九〇二（明治三十五）年五月十日に開校したのが、郡立中郡農業学校である。高等小学校卒業を入学資格として、修業年限は三年であった。

ところで全国の府県において、県立実業学校のないところは、神奈川県と長崎県のみであった。そこで県も一九〇六（明治三十九）年の通常県会に前年より四十万円増の予算案を提出し、その重点施策として中等学校の拡張を訴えた。このなかに、女子師範学校とともに、県立実業学校の新設が挙げられたのであった。しかも実業学校は農業・工業の両方が必要であるが、県民負担を考慮して、今年度は農業学校（定員二百五十人）を設立したい、というものであった。



津久井郡立蚕業学校校舎

津久井町郷土資料館蔵

この提案に対し、さまざまな反論もこころみられたが、結局において県会は県立中学校の増設、女子師範の新設とともに、県立農業学校の新設を可決した。その際、中郡農業学校が開校しており、その所在地が県央であることと、同校の実績を考慮し、同校に近い中郡平塚町に県立学校の新設を認めたのであった。

県立農業学校は、一九〇八（明治四十二年）四月に開校された。入学資格は高等小學校（二年制）卒業程度、修業年限は三年、生徒定員は二百五十名であった。なお中郡農業学校は、県立農業学校に吸収されることになって一九〇九年三月に廃止され、その校舎は私立育英学校に引き継がれた。

こうして県立農業は発足したものの、応募者は少なく、全学年がそろった一九一〇年に至っても、生徒数は定員の半分にも満たなかった。同校の教員は、毎年三学期になると、農村地帯小学校をまわって、入学を勧奨した。結局、農業教育に対する需要が少ないことを考慮し、一九一三（大正二年）十一月には定員を百五十名に削減している。

このほか、津久井郡では、同地方に養蚕業がさかんであるところから、蚕業教育の発展をはかって、一九〇二年十月、同郡三ヶ木村（現在津久井町）に、郡立蚕業学校を開設した。本科二年、別科四か月の修業年限とし、実習を主とする専門教育をほどこした。一九二九（昭和四）年に廃校となっている。

足柄上郡にも、一九〇七年に郡立農業補習学校が設けられており、これを母体にして、一九〇九年四月には郡立農林学校が開校した。愛甲郡では、一九一一年に郡立実業学校および実業女学校の実業教育をほどこした。いずれも修業年限は三年であ

った。高座郡溝村（現在相模原市）には、溝村外二箇村組合立鳩川農業学校が、一九一一年五月に開設された。

工業学校の創設

一九〇六（明治三十九）年の県会に提出された予算案には、農業学校の創設費は計上されたものの、工業学校については触れられていなかった。しかし工業学校を県下に設立することは、早くから要望されていたところであり、同年の県会には県立工業学校設立建議案が提出された。これらの建議案には「国力ノ充実及国富ノ増進ヲ図リ善ク戦後ヲ経営セン」との趣旨をもつものと、「工業ヲ振作スルノ道ヲ講ズルハ本県ノ富昌ヲ求ムル所以ナリ」との主張を抱くものと、二つの流れがあったのである。これに対して、水産学校の優先を説くもの、設立の時期が明確でないとする反対などがあり、提案者は建議を撤回した。しかし県は、実業の発展が国の基礎を強固にするとし、原則として賛成の態度をとり、近い将来に工業学校を設けたいと声明した。そこから「近キ将来ニ於テ工業学校ヲ設ケルト云フコトヲ理事者ニ望ム」との建議が新しく提出され、採決の結果、建議は可決されたのであった。これらの提案は、いずれも工業学校の建設予定地を横浜とし、横浜市選出議員が主体性を握っていた。県は一九〇七年八月と、つづいて工業学校新設予算案を提出したが、郡部出身議員の反対で否決された。ようやく一九一〇年の通常県会において、工業学校の設置は「神奈川県立工業学校ヲ横浜市神奈川町ニ設置シ明治四十五年四月ヨリ開校ス」と告示した。

県立工業学校は、学則（明治四十四年五月制定）の第一条に「工業ニ従事セムトスル者ニ須要ナル教育ヲ施ス」と、その目的を掲げ、機械科および建築科を設けた。修業年限は二年、入学資格は高等小学校（二年制）卒業程度であった。なお機械科の学科目は、金工と電気が主体をなし、建築科は木工を主としていた。いずれも実習の時間が多かった。一九一五（大正四）年には電気科が新設されている。

第23表 学校種別設置者数

設置者別 学校種別	設置者別				計
	郡立	市立	町村立	私立	
工業	0校	1校	8校	1校	10校
農業	2	0	165	2	169
水産	0	0	1	0	1
商業	0	0	3	5	8
その他	0	0	8	0	8
計	2	1	185	8	196

『神奈川県統計書』から作成

実業補習学校

広範囲の県民を対象にして実業教育を施したものに実業補習学校がある。これが誕生したのは、一八九三（明治二十六年）年で、小学校卒業の勤労青少年に簡易な実学を与えようとしたものであった。また、政府は国庫で補助金を出して振興しようとした。一九〇二（明治三十五年）年には実業学校に近い性格に昇格させ、時勢の進展や土地の事情に感じられるよう弾力性を付した。同時に、信用・公益の尊重、私利私欲の戒めを内容とした徳育を必ず施すことという文部省訓令も発せられている。県も、政府の実業教育振興計画をうけて、郡長会・教育会等で実業補習学校の設置推進に乗り出した。一九〇五年の郡市長会における知事の訓示には、教育により実業の発達を期し富力の増進を図るのは目下の急務であるが故に、県内の小学卒業の児童に普く農工商等の知識・技能を与えたい、このためには簡便な経営・僅少な費用で足りる実業補習学校を設置するのがよいので、各郡長は普及に努力せよ、と述べられている。

知事訓令を教育会で浸透させるため、同年の愛甲郡や鎌倉郡などの郡教育会では、補習学校を各小学校に付設することが強調された。郡長からは町村や小学校に伝達されたが、なかでも愛甲郡長は、町村に青年夜学会をまず開催させ、ついで郡立の実業補習学校を四校も設置するなど、自らが熱意をもって推進した。

このようにして、県下の実業補習学校は増加傾向をつづけ、全国でも普及度の高い地位にあがったのである。一九一〇年度には実習補習学校の総数が県下で百九十六校に達した。

実業補習学校規程を県下で初めて適用されたのは、横浜商業補習学校である。同校は、商法学校の夜学科から発足し、昼間

勉強ができない市民の子弟や店員等の教育を担当していたが、一八九五年Y校から独立した学校となった。校長舎の位置（北仲通り、後、南太田町へ移転）も従前と同じであったが、もとの本校であるY校とくらべて、生徒数はきわめて多かった。たとえば一九〇一年、Y校は四十二名、補習学校は三百十名である。

このほか、横浜市には、一九〇三年に開校した工業補習学校があった。同校は横浜市教育会の経営であり、金工・木工・陶画の三科をおき、後には県・市から補助金も受けた。その後、横浜市では、町村にくらべて、商工業系の補習学校・実業学校が多くなっていくが、これが同市の産業発展と関連があったことは、いうまでもない。

これに対し町村側では明治三十年代後半から農業補習学校が急増していく。これは当時が農業の全盛期にあたったからである。町村のうち、津久井郡内郷村、造船所をもつ横須賀町（船越・豊島）は地元産業に即した内容の実業補習学校を設立し教育効果を挙げていた。

第三節 社会生活と女性

一 文明開化と女権へのめざめ

女子教育・教化

一八七三（明治六）年ごろの『横浜毎日新聞』は、開港場という西欧文明と接した土地柄を反映して、いはやく女性のそれまでの生活を旧弊として批判し、それを西欧文明の域に進ませようとする意見に満ちている。その代表的なものは女子の教育・教化であった。たとえば、一八七三（明治六）年六月九日付の同紙には、久良岐郡

吉田新田村の山村という人の、新聞記事のなかには「婦人子供にも会得」させたい事柄が多いので、「君子大人」の難しい議論の場合とはともかく、一般の記事はできるだけ仮名文字で活字も大きく見やすいようにしていただきたい、という投書が載せられている。

また横浜相生町に住む一商人の寄書は、「今や開化の世に際し婦女子の行状も面目一新」しなければならぬと思ひ、九歳になる自分の娘に「絃歌」の習いをやめさせて小学校に通わせたところ、多くの言葉を覚え計算がよくできるようになった。

「雑芸」を禁止したら「正学」が女子でも伸びることかくのごとくであるから諸人もみならつてはどうか、と述べている（『横浜毎日新聞』明治六年七月十八日付）。

女子に学問は不要という考えが強く人心を支配していたなかで、このような意見が出されてくるのは、女性観の大きな変わり様であった。もとよりこのような変化は、明治五年（一八七二）八月、政府が「村に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す」（「学事奨励に関する被仰出書」大政官布告第二二四号）とうたつて「学制」を頒布し、女子に就学の道を開いたことが大きな背景をなしている。神奈川県はこれをうけて、翌年二月、「神奈川県学則」を定めたが、その第七則で、「女子の儀も当今の時勢に対し無学に生育いたし候は恥べき儀に付男児同様小学所へ差出べき事」と、とくに女子の就学を強調している（資料編14近代・現代(4)二九五ページ）。

政府が女子の教育を重視したのは、子供の教育はその母親の力によるところが大きく、賢母をつくるには幼年の時代から教育してゆかねばならないという考えからであった。そして、「学制」は「学問は身を立るの財本」という立身出世主義を基調としており、それが直接には男子に期待されたものであったため、女子教育の目的は、いわば男子の立身出世を助ける賢母の創出にあったといえる。このような女子教育の目的はやがて良妻賢母主義教育として確立するが、明治前期にあってはま

だ明確でなく、むしろ女性の人間的開化をおしすすめる積極的役割を果たそうとした面が強かった。そして、開港地横浜ではキリスト教系の私立学校が設立されて、若松賤子らのような早く目覚めた女性を生み出していくのであった。

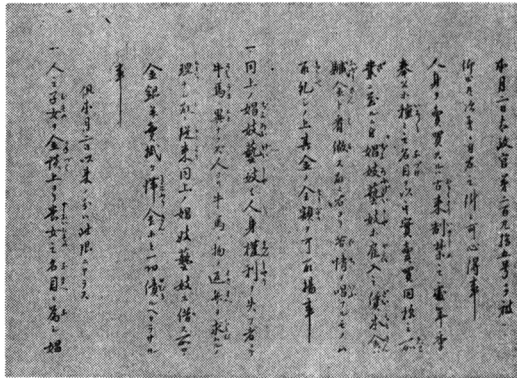
男女同権の主張

女性にとつての文明開化を象徴するもうひとつは、男女同権の主張であった。横浜・本牧村のある漁婦の、夫を助けて舟を漕ぎ、魚を売り歩き、夫の稼ぎだけに頼らない姿が、「男女同権を維持せしは天晴女の鏡」(『横浜毎日新聞』明治八年七月三日付)と評された。

一般の家庭にあつては家父長制的な家族制度が支配し、三従の教えが女性をおおい、家の血統を守るためとて蓄妾ちやくせの風すら公認されていた時代である。もとより漁民の間では、このような夫婦の協力はすでに以前からあつたのであるが、それが改め称揚されるところに、男女同権の語のもつ新時代的な響きが示されている。

この主張はまた婚姻のありかたなどにも向けられた。『横浜毎日新聞』(明治八年十一月十三日付)は論説「婚姻ハ子女ノ意ニ一任スルノ利害」で、子女の気持ちを問うことなく親の一存で結婚させる習慣をやめること、子女の知識が教育の発達によって高くなったら男女相愛の意志に任すこと、直ちに一夫一婦制をしき、「妻妾双聘」を禁止すること、などを説いている。ここには家族制度のもとに虐げられてきた女性の人間的解放の主張がある。

一八七二年七月、横浜港で起こったマリア・ルス号事件に端を発して、同年十月、「僕婢娼妓」の解放令が出されたことは、この主張がけつて呼びかけただけでなかったことを示している。解放令は、人権擁護の立場から、人身売買的な娼妓制度を廃止しようとしたものである。これには時の神奈川県権令大江卓の並み並みならぬ尽力があつた。しかし解放令は、遊郭関係者の激しい抵抗によって骨抜きにされ、解放令の出された後も、横浜の高島町では新たに遊郭が設置される有様で、『横浜毎日新聞』(明治六年七月三日付)には、「妓に解放の許可あれとも妓院に束縛あれハ寧ろ自由の許可なきに如かず」と骨抜きに對す



権令大江卓の遊女解放令

東史編室藏

る憤りの投書が寄せられるほどであった。政府はついに折れて、人身売買の方法は否定するが、女性が生活のために自分の意志で娼妓しょうきとなることは認めることにした。そして娼妓には府県の鑑札を与え、「貸座敷」という特別な場所で「営業」させ、花柳病の蔓延を防ぐためと称する検徴けんけい制度を設けたのである。

この新たな公娼制度を象徴する検徴制度は、高島町や神奈川宿では一八七三（明治六）年から、小田原町でも翌年から実施されている。このための専門的な病院は、一八八一（明治十四）年の『神奈川県統計表』によると、横浜に梅毒本病院があり、八王子・横須賀・三崎・藤沢・小田原にその分院があった。

伝習工女の派遣

一八七四（明治七）年八月、足柄権令柏木忠俊の勧奨により、小田原町から十一名の若き女性が上州の富岡製糸場に、伝習工女として派遣された（『明治小田原町誌』）。

このいわゆる富岡工女は、フランス式の器械製糸技術を修得し、国内各地に伝播・普及して近代産業を育成するという重大な使命を負うものであった。官営模範工場として富岡製糸場が開業したのは一八七二（明治五）年十月である。当初は群馬県・入間県（現在埼玉県）・長野県など県内あるいは近県から工女を募集したが、やがて全国に広げられ、足柄県にも及んだのであった。その方法はというと、「募集は官より県へ県から更に村々戸長へ伝へられ、しかも一ヶ村にて十人から十五人という風に半ば命令的であったため、期限切迫の頃には致し方なく戸長等、当時の村幹部の子女及廃藩による旧藩士族の子女が殆んど全部を占め」といわれる（富岡史編纂委員会編『富岡史』昭和三十年十二月、富岡市役所刊）。これは熊谷県入間郡・埼玉県・

長野県関係の事例だが、足柄県の場合も同様であったと思われる。こうして本県から募集されていた工女数はどれほどであったろうか。全部の数はわからないが、一八八六年一月には百三名が入場していることが確認されており、この時点では百五十三名の滋賀県に次いで多い人数であった。しかし、それから二年後には十七人、三年後には九人、と本県から赴いた工女はきわめて少ない（前掲書）。

技術を修得した彼女たちが、県下の製糸業育成にどのような役割を果たしたかは、いまのところ不明である。しかしながら、富国の担い手として器械文明に携わる女性の姿は、新時代における女子労働の象徴であった。

愛甲婦女協会の叫び

世の風潮が文明開化から自由民権へと展開するなかで、府県会や町村会が開設され、制限付きにせよ人民に参政権が与えられるようになったが、それは男子に限られたことであった。しかし、民権運動が展開するなかで、女権にめざめ、それを主張する人びとも現れてきた。

愛甲郡の女性によって設立された「愛甲婦女協会」は、その動きの一つであった。同会は、愛甲郡荻野村の民権家難波惣平の文書のなかにある「愛甲婦女協会設立趣意書」・「愛甲婦女協会申合規則」によって、かろうじてその存在を知ることができるところである。

「趣意書」はつぎのように述べている。「西洋諸国の婦女がよく男子と交わり、その朋友ほうゆうとなり相談相手となって世の人の福祉を進め、国家の進歩を助けているが、日本の婦女は男子の玩弄物がんろうぶつか奴隸のようにみなされ、ほとんど人間の数にさえ入れられない有様である。その原因の一つは、男子のこのような態度や処遇を道理にかなったものと思いついて定めている婦女の遺習にある。だから学問によってひたすら智徳を養うことが必要である。私たちは最近男子の演説会に参加したが、その人たちの話を聴くにつけてかく思うことが多く、ついに同志とはかってこの会を設立することにした」と。一方、「申合規則」は会員の行